

平成25年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市縄文文化交流センター条例の一部改正について

函館市縄文文化交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市縄文文化交流センター条例の一部を改正する条例

函館市縄文文化交流センター条例（平成23年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの入館者に関すること。
- (2) センターの資料の利用に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条および第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定（第5条を除く。）中「委員会」とあり、および第5条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(縄文文化交流センター協議会の廃止に伴う委員の任期の特例)

- 2 平成26年3月28日に任期が満了することとなる函館市縄文文化交流センター協議会の委員の任期は、函館市縄文文化交流センター条例第13条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までの期間とする。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | |
|------------------|-----------|
| 博物館協議会の委員 | 日額 5,000円 |
| 縄文文化交流センター協議会の委員 | 日額 5,000円 |

」を

「

| | |
|-----------|-----------|
| 博物館協議会の委員 | 日額 5,000円 |
|-----------|-----------|

」に

改める。

(提案理由)

縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせることとし、および縄文文化交流センター協議会を廃止するため